

(様式1)

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間について

感染症（第二種と第三種）とその出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則）

分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜症	
その他の感染症※一	感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス等）	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態が良ければ登校可能
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可能
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間を経過し、全身状態が良ければ登校可能
	伝染性紅斑（りんご病）	発しんのみで全身状態が良ければ登校可能
	手足口病	全身状態が安定している場合は登校可能
	その他の感染症（ ）	治癒するまで又は学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※は、学校において重大な流行が起こった場合に、第三種の感染症として扱うことがあるもの